

(施行期日)

第一条 この命令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二条 この命令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。